第３章

成果目標

## 　国の基本指針

厚生労働省が示す基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、令和５年度を目標年度として、次の６つの項目について目標値の設定を求めています。

### 　施設入所者の地域生活への移行

○令和元年度末の施設入所者の６％以上が地域生活に移行することを基本とします。

○令和元年度末の施設入所者数を1.6％以上削減することを基本とします。

※第５期障害福祉計画で定めた令和２年度末までの目標値に達しないと見込まれる場合は、その達しない割合を令和５年度末における地域生活への移行者数や施設入所者の削減割合の目標値に加えた数値以上を目標値とします。

※地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

### 　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○各市町村または各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

### 　福祉施設から一般就労への移行等

○福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。）から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とします。

　・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とします。

　・就労継続支援については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、就労継続支援Ａ型事業は令和元年度実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援Ｂ型事業は令和元年度実績の概ね1.23倍以上を目指すこととします。

○一般就労への移行者数の７割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とします。

※第５期障害福祉計画で定めた令和２年度までの目標値に達しないと見込まれる場合は、その達しない割合を令和５年度における一般就労への移行者数の目標値に加えた数値以上を目標値とします。

※一般就労とは、一般企業へ就職や在宅で就労等することをいいます。

### 　障害児通所支援サービスの提供体制の整備等

○各市町村または各圏域に児童発達支援センターを少なくとも１カ所以上設置することを基本とします。

○各市町村または各圏域に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

○各市町村または各圏域に主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも１カ所以上確保することを基本とします。

○各市町村または各圏域に医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

### 　相談支援体制の充実・強化等

○各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

### 　障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

○各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築することを基本とします。

## 　第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画の目標と実績

### 　施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する第５期計画の目標値は、次のとおりです。

○令和２年度末までに、平成28年度末の施設入所者数421人のうち、16人（3.8％）が地域生活に移行するものとします。

○令和２年度末の施設入所者数は、平成28年度末の施設入所者421人から、９人（2.1％）減少した412人とします。

施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の16人に対して、令和元年度末で12人となっていますが（図表３－２）、令和２年度末には16人（3.8％）と見込んでいます（図表３－１）。

施設入所者数の減少数は、目標の９人に対して、令和元年度末で０人となっており、令和２年度末も同様に０人と見込んでいます（図表３－１）。

##### 　施設入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値（見込み）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 数　値 | 考　　え　　方 |
| 平成28年度末の施設入所者数 | 421人 | － |
| 地域生活移行者数 | 目標値 | 16人(3.8％) | 平成28年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行した人数 |
| 実績値（見込み） | 16人 |
| 施設入所者減少数 | 目標値 | ９人(2.1％) | 平成28年度末の全施設入所者数から減少した人数 |
| 実績値（見込み） | 0人 |

1. 

##### 　施設入所者の地域生活への移行者数の推移（各年度末）

### 　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成30年度に、岐阜市障害者総合支援協議会において保健・医療、福祉の関係者による専門部会を設置し、精神に障がいのある人の退所後の地域生活の支援について協議しています。

### 　地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等は、令和２年度末までに市内に１か所以上整備することを目標とし、岐阜市障害者総合支援協議会において面的整備を推進する方向で協議を進めています。

##### 　面的整備型のイメージ図

　　

資料：厚生労働省

### 　福祉施設から一般就労への移行等

#### ①　福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、平成28年度の1.5倍の89人を目標としていますが、令和元年度で52人となっており（図表３－５）、令和２年度も同程度の52人を見込んでいます（図表３－４）。

##### 　福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値（見込み）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 数　値 | 考　え　方 |
| 平成28年度の年間一般就労移行者数 | 61人 | － |
| 目標年度の年間一般就労移行者数 | 目　　 標　　 値 | 89人(1.5倍) | 令和２年度に福祉施設を退所して一般就労した人数 |
| 実績値 (見込み) | 52人(0.9倍) |

##### 　福祉施設から一般就労への移行者数の推移

#### ②　就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度末の1.4倍（第４期障害福祉計画の未達成分（２割分）を含みます。）の100人の目標に対し、令和元年度末で83人となっていますが、令和２年度末には90人（1.2倍）と見込んでいます。

##### 　就労移行支援事業の利用者数の目標値と実績値（見込み）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 数　値 | 考　え　方 |
| 平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数 | 74人 | － |
|
| 目標年度の就労移行支援事業の利用者数 | 目　　標　　値 | 100人(1.4倍) | 令和２年度末において就労移行支援事業を利用する人数 |
| 実績値(見込み) | 90人(1.2倍) |

#### ③　就労移行支援事業所における一般就労への移行率

就労移行支援事業所のうち、一般就労への移行率が３割以上の事業所の割合は、令和２年度末で全体の５割以上の目標に対し、令和元年度末で69％となっており、令和２年度末も同水準を見込んでいます。

#### ④　一般就労への定着率

令和元・２年度において、就労定着支援開始から１年後の職場定着率を８割以上とすることを目標としていますが、就労定着支援の利用は、令和元年度が１人、令和２年度が13人となっています。目標の達成に向け、引き続き、適切なサービスの提供に努めます。

### 　障害児通所支援サービスの提供体制の整備等

#### ①　児童発達支援センターの設置

令和２年度末までの目標である恵光学園など市内の児童発達支援センター２カ所を確保しています。

#### ②　保育所等訪問支援体制の構築

令和２年度末までの目標である恵光学園など市内の保育所等訪問支援事業所６カ所を上回る７カ所を確保しています。

#### ③　主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保

令和２年度末までの目標である児童発達支援事業所４カ所と放課後等デイサービス事業所４カ所を上回り、児童発達支援事業所５カ所と放課後等デイサービス事業所６カ所を確保しています。

#### ④　医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

平成30年度に、岐阜市障害者総合支援協議会において保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による専門部会を設置し、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議しています。

## 　計画の目標

### 　施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がいのある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進します。

○令和５年度末までに、令和元年度末の施設入所者数421人のうち、16人（3.8％）が地域生活に移行するものとします。

○令和５年度末の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者421人を維持するものとします。

##### 　施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 目標値 | 考　　え　　方 |
| 令和元年度末の施設入所者数 | 421人 | － |
| 地域生活移行者数 | 16人（3.8％） | 令和元年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数 |
| 施設入所者減少数 | 現状維持 | 令和元年末の全施設入所者数から減少する人数 |

### 　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和５年度末まで、地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、充実に向け、毎年度、岐阜市障害者総合支援協議会において運用状況を検証及び検討します。

### 　福祉施設から一般就労への移行等

#### 　福祉施設から一般就労への移行者数

令和５年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.27倍の66人を目標とします。なお、このうち、就労移行支援事業からの移行者数は令和元年度の1.30倍の36人、就労継続支援Ａ型事業の移行者数は令和元年度の1.26倍の20人、就労継続支援Ｂ型事業の移行者数は令和元年度の1.23倍の10人を目指します。

#### ②　一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率

令和５年度の一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合を７割とすることを目標とします。

#### ③　就労定着支援事業における就労定着率

令和５年度末の就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所を全体の７割以上とすることを目標とします。

##### 　福祉施設から一般就労への移行者数等の目標値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 目標値 | 考　　え　　方 |
| 令和元度の年間一般就労移行者数 | 52人 | － |
| 目標年度の年間一般就労移行者数 | 66人（1.27倍） | 令和５年度に福祉施設を退所して一般就労する人数 |
| うち就労移行支援事業利用者分 | 36人（1.30倍） | 令和５年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労継続支援Ａ型事業利用者分 | 20人（1.26倍） | 令和５年度に就労継続支援Ａ型事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労継続支援Ｂ型事業利用者分 | 10人（1.23倍） | 令和５年度に継続支援Ｂ型事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労定着支援事業利用者数 | 46人（７割） | 令和５年度に福祉施設を退所して一般就労する人のうち就労定着支援事業を利用する人数 |

### 　障害児通所支援サービスの提供体制の整備等

#### ①　児童発達支援センターの設置

令和５年度末まで、恵光学園など市内の既存の児童発達支援センター２カ所の確保を図ります。

#### ②　保育所等訪問支援体制の構築

令和５年度末まで、恵光学園など市内の既存の保育所等訪問支援事業所７カ所の確保を図ります。

#### ③　主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保

令和５年度末まで、既存の児童発達支援事業所５カ所と放課後等デイサービス事業所６カ所の確保を図ります。

#### ④　医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和５年度末まで、岐阜市障害者総合支援協議会において保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による専門部会を設置し、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーターを配置します。

### 　相談支援体制の充実・強化等

令和５年度末まで、岐阜市基幹相談支援センター及びそのサテライト（４カ所）を通じて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

### 　障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和５年度末まで、岐阜市障害者総合支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組みます。